

第4号様式(第7条関係)

有料老人ホーム重要事項説明書

作成日 平成28年7月1日

1 事業主体概要

事業主体名	株式会社創生事業団
代表者名	伊東 鐘賛
所在地	福岡県福岡市中央区清川1-3-1
電話番号	092-526-8730
ホームページアドレス	http://www.goodtimehome.com/
資本金(基本財産)	90,000,000円
主な出資者(出捐者)とその金額又は比率	1) 伊東一輝(50.7%) 2) 伊東慎太郎(48.9%) 3) 伊東鐘賛(0.4%)
設立年月日	平成9年8月25日
直近の事業収支決算額	(収益)3,836,799,775円 (費用)3,648,719,326円 (損益)188,080,449円
主要取引金融機関	みずほ銀行福岡支店 西日本シティ銀行
会計監査人との契約	(無)・有( )
他の主な事業	特定施設入所者生活介護・通所介護

2 施設概要

施設名	ライフコート西寺尾 介護付有料老人ホームさくらんぼ	
施設の類型及び表示事項	類型	1 介護付 (一般型) 外部サービス利用型) 2 住宅型 3 健康型
	居住の権利形態	① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
	入居時の要件	1 自立 ② 要介護 3 要支援・要介護 4 自立・要支援・要介護
	介護保険	① 横浜市指定介護保険特定施設 (番号 第1470202613号) (介護専用型)・混合型・混合型(外部サービス利用型)・地域密着型・介護予防・介護予防(外部サービス利用型) 2 介護保険在宅サービス利用可
	居室区分	① 全室個室 2 相部屋あり
	介護に関わる職員体制	1.5:1 以上
	提携ホームの利用等	1 提携ホーム利用可( ) 2 提携ホーム移行型( )
開設年月日	平成27年4月1日	
施設の管理者氏名	野上 健	
所在地	横浜市神奈川区西寺尾2-34-18	
電話番号	045-433-2051	
交通の便	JR横浜線「大口」駅 徒歩13分	
ホームページアドレス	http://www.lifecourt-kfc.com/	

敷地概要	権利形態 所有 ・ (借地) (借地の場合の契約形態) 通常借地契約 ・ 定期借地契約 (借地の場合の契約期間) 平成27年4月1日～平成52年3月31日 (通常借地契約における自動更新条項の有無) 無 (有) 敷地面積 621.86 m <sup>2</sup>																													
建物概要	権利形態 所有 ・ (借家) (借家の場合の契約形態) 通常借家契約 ・ 定期借家契約 (借家の場合の契約期間) 平成27年4月1日～平成52年3月31日 (通常借家契約における自動更新条項の有無) 無 (有) 建物の構造 鉄骨造 地上3階建(耐火・準耐火・その他) 延床面積 931.73 m <sup>2</sup> (うち有料老人ホーム 931.73 m <sup>2</sup> ) 建築年月日 平成26年2月日建築 改築年月日 — 建築確認の用途指定 (有料老人ホーム) ・ その他 ( )																													
居室、一時介護室の概要	居室総数 35 室 定員 35 人(一時介護室を除く) (内訳) <table border="1" data-bbox="579 824 1361 1173"> <thead> <tr> <th></th> <th>居室定員</th> <th>室数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居室</td> <td>個室</td> <td>35室</td> <td>15.00 m<sup>2</sup>～15.01 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>うち2人定員</td> <td>— 室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td>— 室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>人部屋(相部屋)</td> <td>— 室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一時介護室</td> <td>個室</td> <td>— 室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td>— 室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>人部屋(相部屋)</td> <td>— 室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>				居室定員	室数	面積	居室	個室	35室	15.00 m <sup>2</sup> ～15.01 m <sup>2</sup>	うち2人定員	— 室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>	2人部屋(相部屋)	— 室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>	人部屋(相部屋)	— 室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>	一時介護室	個室	— 室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>	2人部屋(相部屋)	— 室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>	人部屋(相部屋)	— 室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>
	居室定員	室数	面積																											
居室	個室	35室	15.00 m <sup>2</sup> ～15.01 m <sup>2</sup>																											
	うち2人定員	— 室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																											
	2人部屋(相部屋)	— 室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																											
	人部屋(相部屋)	— 室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																											
一時介護室	個室	— 室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																											
	2人部屋(相部屋)	— 室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																											
	人部屋(相部屋)	— 室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																											
共用施設・設備の概要(設置箇所、面積、設備の整備状況等)	共同生活室(ユニットケアの場合) 食堂 浴室(一般浴槽) 浴室(特別浴槽) 便所 洗面設備 医務室(健康管理室) 談話室 応接室/面談室 事務室 宿直室 洗濯室 汚物処理室 看護・介護職員室	設置階 — ( m <sup>2</sup> ) 設置階 1階 ( 27.02 m <sup>2</sup> ) 2階 ( 39.47 m <sup>2</sup> ) 3階 ( 39.47 m <sup>2</sup> ) 設置階 2階 ( 4.84 m <sup>2</sup> ) 3階 ( 4.84 m <sup>2</sup> ) 設置階 1階 ( 9.00 m <sup>2</sup> ) 設置箇所 各1箇所 1・2・3階に共用 設置箇所 各居室内 設置階 1階 ( 6.11 m <sup>2</sup> ) 設置階 — 設置階 1階 談話室兼用 (4.45m <sup>2</sup> ) 設置階 1階 設置階 — 設置階 1階 脱衣室と共用 2・3階 ( 0.81m <sup>2</sup> ) 設置階 1階・2階・3階 設置階 1階・2階・3階																												

	機能訓練室	設置階 1階 ( 27.02 m <sup>2</sup> ) 2階 ( 39.47 m <sup>2</sup> ) 3階 ( 39.47 m <sup>2</sup> ) 他の共用施設との兼用 無 (有) ( 食堂 )
	健康・生きがい施設	設置階 — ( m <sup>2</sup> )
	外来者宿泊室	設置階 — ( m <sup>2</sup> )
	エレベーター ※5	1基(うちストレッチャー搬入可 0基)
	スプリンクラー	設置箇所 全居室・食堂・事務所等
	居室のある区域の廊下幅	両手すり設置後の有効幅員 (1.8m～1.85m)
緊急通報装置等緊急連絡 ・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 ナースコールを各居室・便所・浴室に設置 安否確認の方法・頻度等 職員が定期的に各階を巡回	
同一敷地内の併設施設又は 事業所等の概要	—	
有料老人ホーム事業の提携 ホーム及び提携内容	—	

### 3 利用料

#### (1) 利用料の支払い方式

支払い方式	一時金方式	<u>月払い方式</u>	選択方式
-------	-------	--------------	------

#### (2) 一時金方式

費用の支払方法	
敷金	無・有 ( 円、家賃相当額の か月分)
入居一時金 (介護費用の一時金除く)	1 法第29条第6項に規定される前払金 円 2 上記以外の一時金 ~ 円
想定居住期間又は償却期間	
算定の基礎 (内訳)	
解約時の返還金 (算定方法等)	
返還の対象とならない額の有無	無・有 ( 円)
初期償却の開始日	
介護費用の一時金	円 ~ 円
算定の基礎 (内訳)	
解約時の返還金 (算定方法等)	
返還の対象とならない額の有無	無・有 ( 円)
初期償却の開始日	
月額利用料	円 ~ 円
年齢に応じた金額設定	無・有

要介護状態に応じた金額設定	無・有																								
料金プラン	月額利用料	内 訳																							
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他																		
算定根拠	管理費																								
	介護費用																								
	食費																								
	光熱水費																								
	家賃相当額																								
	その他																								
月額利用料に含まれない実費負担等																									
介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は1割が自己負担)	特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> 個別機能訓練加算(無・有)、夜間看護体制加算(無・有) 医療機関連携加算(無・有)、看取り介護加算(無・有) 介護職員処遇改善加算(無・有)								月 額	自己負担額	要介護1	円	円	要介護2	円	円	要介護3	円	円	要介護4	円	円	要介護5	円	円
		月 額	自己負担額																						
要介護1	円	円																							
要介護2	円	円																							
要介護3	円	円																							
要介護4	円	円																							
要介護5	円	円																							
介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> 個別機能訓練加算(有・無)、医療機関連携加算(有・無) 介護職員処遇改善加算(無・有)								月 額	自己負担額	要介護1	円	円	要介護2	円	円										
	月 額	自己負担額																							
要介護1	円	円																							
要介護2	円	円																							

### (3) 月払い方式

費用の支払方法	敷金(退去時原則全額返金)は入居時一括支払い。月額利用料またその他は、利用者負担金もあわせ、月末に精算をし、翌月請求による月払い。
敷金(敷金)	無・ <b>有</b> (敷金450,000円) 家賃相当額の6ヶ月分
月額利用料	166,000円(税別) ・上記費用の内、課税対象分は課税されます。
年齢に応じた金額設定	<b>無</b> ・有
要介護状態に応じた金額設定	<b>無</b> ・有

料金プラン	月額利用料	内 訳					
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他
	166,000円	40,000円		36,000円	15,000円	75,000円	
算定根拠	管理費	共用施設等の維持・管理費、事務管理部門の費用及び事務費等					
	介護費用	—					
	食費	1,200円/日(税別) 【内訳 朝200円 昼400円 おやつ100円 夕500円】×30日 欠食の場合は7日前までの申告によりキャンセルできるものとする。					
	光熱水費	入居者が一般居室、共用設備の光熱水費を応分に負担するものとして徴収。					
	家賃相当額	建物改修費の償却、大規模改修費、居室設備の更新費					
月額利用料に含まれない実費負担等	個別選択による有料サービスや入居者個人のおむつ等介護用品代、クリーニング代、理美容代、電話代等実費負担分並びに医療費は、別途ご負担いただきます。						
介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は1割が自己負担)	特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)						
		月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)			
	要介護1	175,485円	17,550円	35,100円			
	要介護2	196,068円	19,608円	39,216円			
	要介護3	218,258円	21,827円	43,654円			
	要介護4	238,841円	23,885円	47,770円			
	要介護5	260,709円	26,072円	52,144円			
個別機能訓練加算 (無・有)、夜間看護体制加算 (無・有) 医療機関連携加算 (無・有)、看取り介護加算 (無・有) 介護職員処遇改善加算 (無・有)							

#### (4) 共通事項

改定ルール(勘案する要素及び改定手続等)	神奈川県に係る消費者物価指数、及び人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いたうえで行う。
一時金の返還金の保全措置	(無)・有 保全措置の内容( ) 無の場合の理由(保全すべき一時金を徴収していない為)
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無・(有) 有の場合の保険名 ( 東京海上日動火災保険株式会社 賠償責任保険)
消費税の対象外とする利用料等	家賃相当額
短期利用の設定(短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある)	(無)・有 有の場合は 別添短期利用のサービス等の概要 参照

#### 4 サービスの内容

月額利用料（介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く）に含まれるサービスの内容・頻度等	管理費	共用施設設備等の維持費・管理費 事務管理部門の人件費・事務費
	食費	材料費・調理に関わる人件費 厨房管理費 朝食・昼食・夕食・おやつ
	その他	
(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	別添 介護サービス等の一覧表による	
月額利用料に含まれない実費負担の必要なサービスとその利用料	別添 介護サービス等の一覧表及び管理規程による	
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容	給食委託 ジャパンコントラクトフード(株)	
苦情解決の体制（相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等）	施設の苦情相談窓口 施設長 電話 045-433-2051 神奈川県役所 福祉保健センター 高齢・障害支援課 電話 045-411-7110 横浜市健康福祉局 高齢施設課 電話 045-671-4117 神奈川県国民健康保険団体連合会 電話 045-329-3447	
事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等）	事故対応マニュアルに基づき、応急措置、協力医療機関である、医療法人社団 鴨居病院への電話連絡、若しくは119番通報による他の医療機関への搬送を行うとともに、管理者からご家族への連絡を行います。又、事故についての検証、今後の防止策を講じます。	
事故発生の防止のための指針	無・ <input checked="" type="radio"/> 有	
損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等）	介護サービス等の提供にあたり、事故が発生し、入居者の生命、身体、財産に損害が生じた場合は、地震・津波等の天災、戦争・暴動等、及び入居者の故意によるもの等を除いて、速やかに損害を賠償いたします。但し、入居者の重大な過失がある場合には、損害を減ずることがあります。	
(社)全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者基金制度への加入状況	協会への加入	<input type="radio"/> 無・有
	入居者基金への加入	<input type="radio"/> 無・有

#### 5 介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所	入居している居室	
入居を居住後替居に	居室から一時介護室へ移る場合(判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱等)	—

え室 る又 場は 合施 設	従前の居室から別の居室へ住み替える場合（同上）	事業者は利用者の健康状態、その他の理由により、一定の観察期間を置くとともに、事業者の指定する医師の意見を聴き、入居者、及び身元保証人の同意を得て、その居室を変更する場合があります。住み替えの場合は、原則、費用負担は発生しません。但し、利用者の故意、又は過失により居室を破損等した場合は、修繕費を徴収いたします。
	提携ホームへ住み替える場合（同上）	—

## 6 医療

協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	医療法人社団 鴨居病院
	診療科目	内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科 ・形成外科・皮膚科
	所在地	横浜市緑区鴨居5-27-10
	距離及び所要時間	直線距離7.8km／車で約20分
	協力内容	日中の往診、夜間・休日等の急患対応及び受入
協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	つるみクローバークリニック
	診療科目	内科・神経内科・小児科・皮膚科
	所在地	神奈川県横浜市鶴見区下末吉6-3-25 クリニックセンター三ツ池公園102
	距離及び所要時間	直線距離2.6km／車で3分
	協力内容	週1回の訪問診療。
協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	eメール歯科
	診療科目	一般歯科
	所在地	横浜市瀬谷区二ツ橋町309-1 2F
	距離及び所要時間	直線距離14.5km／車で約21分
	協力内容	歯科診療
入居者が医療を要する場合の対応（入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等）	協力予定医療機関の意思または入居者の主治医、身元引受人と相談の上、入院するかどうかを決定する。 入院中の費用は、家賃・管理費を負担する。	

## 7 入居状況等

(平成 28 年 7 月 1 日現在)

入居者数及び定員	29人 (定員 35人)		
入居者内訳	性別	男性 9人、女性 20人	
	介護の 要否別	自立	0人
		要介護	29人
		要介護 1	6人
		要介護 2	9人
		要介護 3	6人
		要介護 4	6人
		要介護 5	2人
要支援		0人	
(内訳)要支援 1	人		
要支援 2	人		
未認定	0人		
平均年齢	84.8 歳 (男性 85.4 歳、女性 84.5 歳)		
運営懇談会の開催状況 (開催回数、設置者の役 職員を除く参加者数、 主な議題等)	年 2 回開催 参加者 議題		

## 8 職員体制

(平成 28 年 7 月 1 日現在)

	職員数	常勤換算後の		夜間勤務職員数 (17時～翌9時) (最少人数)	備考 (資格・委託等)		
		人数	うち自立者				
従業者の内訳	管理者	1人 ( )	/		介護福祉士		
	生活相談員	1人 ( )			介護支援専門員		
	直接処遇職員	22人 (10人)			13.4人		
	介護職員	20人 (10人)			13.4人	2人	
	看護職員	2人 (0人)			2.0人		看護師、准看護師
	機能訓練指導員	0人 ( )					
	理学療法士	( )					
	作業療法士	( )					
	その他	0人 ( )					
	計画作成担当者	1人 ( )					介護支援専門員
	医師	( )					
	栄養士	( )					外部委託
	調理員	人 ( )					外部委託
	事務職員	1人 (1人)					
	その他職員	( )					
合計	24人 (11人)						

注 1) 職員数欄の( )内は、非常勤職員数で内数。

2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活に必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。

3) 機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。



4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値 ※18
要支援1の人数	—	—	—
要支援2及び要介護者の人数	—	—	—
指定基準上の直接処遇職員の人数			
配置している直接処遇職員の人数			
要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の人数の割合			
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間 40時間で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員 早番	7:30 ~ 16:30	
	日勤	9:00 ~ 18:00	
	遅番	10:00 ~ 19:00	
	夜勤	16:30 ~ 翌9:30	
	看護職員 早番	: ~ :	
	日勤	9:00 ~ 18:00	
	遅番	: ~ :	
	夜勤	: ~ :	

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	人 ( 人)	ホームヘルパー1級	人 ( 人)
介護福祉士	3 人 ( 人)	ホームヘルパー2級	6 人 ( 人)
介護支援専門員	人 ( 人)	ホームヘルパー3級	人 ( 人)
介護職員基礎研修修了	人 ( 人)	無資格者	3 人 ( 人)

注) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を( )に外数で記入する。

9 入居・退居等

<p>入居者の条件（年齢、心身の状況（自立・要支援・要介護）等）</p>	<p>概ね65歳以上で、介護認定（要介護1～5）を受けている方</p>
<p>身元引き受け人等の条件及び義務等</p>	<p>血縁関係にあるもの、もしくは法的に認められた後見人身元引受人は入居契約書に基づく入居者の事業者に対する責務について、入居者と連帯して履行の責を負い、必要に応じ入居者の身柄を引き取ります。又、施設との対応協議に関する一切の窓口は、いかなる場合も身元引受人とし、身元引受人以外との協議は、他の親族であっても一切応じません。</p>
<p>生活保護受給者の受入れ対応</p>	<p>○<u>否</u>・可</p>
<p>施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等</p>	<p>（事業者からの契約解除）</p> <p>1 事業者は、入居者が次の各号に1又は2以上に該当し、かつ、そのことがこの契約における事業者と利用者又は利用者の身元引受人の信頼関係を著しく害するものである場合には、利用者に対し3ヶ月以上の予告期間をにおいて、この契約の解除をすることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1） 入居契約書等に虚偽の事項を記載する等の不正な手段により入居したとき。</li> <li>（2） 賃料その他利用者が事業者を支払うべき費用等をしばしば遅滞するとき。</li> <li>（3） 事業者の承認を得ないで第11条第1項に規定する行為を行ったとき。</li> <li>（4） 第17条第2項に規定する通知を怠ったとき。</li> <li>（5） 建物、付帯設備又は敷地を故意又は重大な過失により汚損、破損又は滅失したとき。</li> <li>（6） 第12条、第13条、第14条、第18条及び第20条の規定に違反したとき。</li> <li>（7） 長期の不在によりこの契約を継続する意思がないと事業者が認めたとき。</li> <li>（8） 共同生活の秩序を乱す行為があったとき。</li> <li>（9） 利用者の行動が、他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止できないとき。</li> <li>（10） その他この契約に違反したとき。</li> </ul> <p>2 利用者は、前項の規定により事業者がこの契約の解除を通告したときは、その予告期間満了後、遅滞なく居室を明け渡すものとする。</p> <p>3 事業者は、利用者に対し、第1項による契約の解除を通告するに先だって、利用者及び利用者の身元引受人に弁明の機会を設けるものとする。</p> <p>4 事業者は、利用者に対し、第1項による契約の解除に伴う予告期間内に利用者の移転先の有無について確認し、利用者及び利用者の身元引受人、その他関係者、関係機関等と協議し、利用者の移転先確保につき協力するものとする。</p>

	<p>(利用者の契約解除)</p> <p>1 利用者は、利用者の身元引受人の意見を聴いた上でこの契約を解除するときは、1ヶ月以上の予告期間をもって、事業者の定める契約解除届を事業者に提出するものとし、その契約解除届に記載された予告期間満了をもって、この契約は解除されるものとする。</p> <p>2 利用者は、前項の契約解除日までに居室を事業者に明け渡すものとする。</p> <p>3 利用者が、契約解除届を甲に提出しないで居室を退去した場合には、事業者が利用者の退去を知った翌日から起算して14日目をもって、この契約は解除されたものとする。</p> <p>(精算)</p> <p>1 利用者が、この契約を第22条、第23条及び第24条の規定に基づき終了または解除したとき、事業者に対し、第17条及び第18条又は、その他の債務がある場合は、事業者は第10条の返還金から差し引くものとする。但し、返還金がない場合は、利用者が別途負担し、居室明渡しの日までに精算するものとする。</p> <p>2 返還金は、契約終了後60日以内に利用者の指定する口座に振り込むものとする。ただし、振込手数料は事業者の負担とする。</p>
前年度1年間の施設からの契約解除件数	一 件
体験入居の期間及び費用負担等	10,000円(税抜)(朝食・夕食付) / 1泊、6泊7日を上限とし、体験入居契約を締結します。昼食は別途400円を頂きます。保険は適用外となります。

## 10 情報開示

入居希望者等への情報開示	重要事項説明書の公開	1 公開 ( 閲覧 ・ 写し交付 )	2 非公開
	入居契約書の公開	1 公開 ( 閲覧 ・ 写し交付 )	2 非公開
	管理規程の公開	1 公開 ( 閲覧 ・ 写し交付 )	2 非公開
	財務諸表の公開	1 公開 ( 閲覧 ・ 写し交付 )	2 非公開
	事業収支計画の公開	1 公開 ( 閲覧 ・ 写し交付 )	2 非公開

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

年 月 日 説明者署名 \_\_\_\_\_

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

年 月 日 署名 \_\_\_\_\_

